知事交際費の執行及び公表に関する基準

1 この基準の目的

知事交際費(副知事交際費を含む。以下同じ。)の執行に関する基準を定め、県政関係者との円滑な交際に資するとともに、公表に関する基準を定め、県民の知事交際費に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

2 執行に関する基準

(1) 支出項目及び支出限度額(消費税額を除く。)は、次のとおりとする。

ア 弔慰

(ア) 供花又は樒 2万円(地域の慣習による。)

(イ)香料 1万円(供花等を辞退される場合において香料の受取があるとき

に限る。)

イ 慶祝1万円ウ 会費応分負担額エ 見舞い5千円オ 名刺所要額

(2)(1)にかかわらず、特段の事情がある場合は、社会通念上妥当な範囲内で支出するものとする。

3 公表に関する基準

- (1) 知事交際費の執行状況について、支出年月日、支出項目、支出目的及び支出金額を公表する。
- (2)公表は、県政情報センターにおいて閲覧に供するほか、奈良県ホームページに掲載する方法によるものとする。

4 施行期日

- (1) この基準は、平成19年12月13日から施行する。
- (2) 3の規定は、平成19年5月3日以降の知事交際費の執行状況について適用する。